道の駅いぶすき出荷者協議会規約

（目的）

第１条　道の駅いぶすき出荷者協議会規約（以下「協議会規約」という。）は，道の駅いぶすき出荷者協議会（以下「出荷者協議会」という。）について，必要な事項を定めることとする。

（出荷者協議会）

第２条　出荷者協議会は，道の駅いぶすき特産物直売所（以下「直売所」という。）において，指宿市（以下「市」という。）の特色を活かした農林水産物や加工品等の安定供給を行い，農林水産物及び加工品等の生産技術の向上に努めるとともに，会員相互の親睦と融和及び来訪者との交流促進を目指すものである。

（事業）

第３条　出荷者協議会は，次に掲げる事業を行う。

(1)　農林水産物等の生産計画及び出荷調整

(2)　消費者等の調査及び研究

(3)　農林水産物等の普及及び宣伝

(4)　会員相互の資質並びに技術を研鑽するための視察及び研究会の開催及び参加

(5)　その他，出荷者協議会の目的を達成するための事項

（会員）

第４条　出荷者協議会は，一般会員（個人会員及び法人等会員），その他会員（個人会員及び法人等会員），特別会員で構成するものとする。

２　一般会員は，指宿市内に住所を有し，自ら生産又は加工している者で直売所の運営方針等に賛同するものとする。

３　その他会員は，指宿市外に住所を有し，自ら生産又は加工している者で直売所の運営方針等に賛同するものとする。

４　特別会員は，出荷者協議会へ指導・助言を行うことができる次に掲げる団体等を対象とする。

(1)　指宿市

(2)　指宿商工会議所

(3)　指宿ブランド産品協会

(4)　いぶすき農業協同組合

(5)　指宿漁業協同組合

(6)　南薩地域振興局農林水産部農政普及課（指宿市十二町駐在）

(7)　その他会長が必要と認める団体

（入会及び脱会）
第５条　出荷者協議会への入会・脱会等は，事務局で書類審査を行い，出荷者協議会会長の専決事項とする。ただし，その他会員のうち，旧揖宿郡内の会員（旧頴娃町・旧喜入町に住所がある者）の入会・脱会については，道の駅いぶすき運営協議会の承認を得るものとする。
２　出荷者協議会への入会・脱会等があった場合は，道の駅いぶすき運営協議会に報告しなければならない。

（入会金及び会費）
第６条　加入者は，下表のいずれかに該当する入会金及び年会費を出荷者協議会に納入するものとする。ただし，特別会員で指導・助言のみを行う者は，入会金及び年会費を免除する。

	一般会員（市　内）		その他会員（市　外）
	個　人	法 人 等	
入会金（入会時１回）	１，０００円	５，０００円	５，０００円
年会費（年１回速やかに）	２，０００円	３，０００円	３，０００円

２　特別会員で出荷を希望する者の入会金及び会費は，前項表中の一般会員のうち，法人等の場合の額を準用する。
３　出荷者協議会から脱会又は除名のときは，入会金及び年会費は返還しないものとする。

（組織）
第７条　出荷者協議会に農産部会・水産部会・工芸部会・加工部会の４つの部会を置く。
２　部会は，直売所における生産・出荷計画調整等を行う。
３　一般会員及びその他会員は，各部会に所属し，各部会には会長を置く。
４　特別会員は，必要に応じ，会長の要請を受け各部会に出席し指導・助言を行う。

（役員）
第８条　出荷者協議会に次に掲げる役員を置く。
(1) 会　　長　　１名
(2) 副 会 長　　２名
(3) 部 会 長　　４名
(4) 地域役員　　10 名以内
(5) 監　　事　　２名
２　会長・副会長は，部会長又は地域役員から互選する。

（任期及び任務）
第９条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任は防げない。
２　会長は，出荷者協議会を代表し，会務を総括する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは副会長がこの職務を代理する。
４　部会長は、各部会を総括する。
５　地域役員は，その地域を総括し，適正な運営に努める。
６　監事は，出荷者協議会の事業及び会計を監査する。

（会議）
第 10 条　出荷者協議会の会議は，通常総会及び役員会とし，会長がこれを招集する。また，その他必要に応じ臨時総会を開催するものとする。なお，会長が必要と認める場合，事前に送付した議案に対して，書面をもって表決し，総会の議決に代えることができる。
２　総会は，会員の過半数の出席をもって成立する。
３　役員会は，監事を除く役員の過半数の出席を以って成立する。
４　役員会に出会した際の手当てとして，一人１回につき，2,000 円を支給する。

（経費）
第 11 条　出荷者協議会の経費は，会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

（事業年度）
第 12 条　出荷者協議会の事業年度は，毎年４月１日に始まり，３月 31 日に終わる。

（罰則）
第 13 条　本規約又は道の駅いぶすき特産物直売所運営規約に違反する者には指導・警告を行い，出荷停止を命ずることができる。また，停止処分にもかかわらず従わない者は，除名することができる。なお，これらの処分については，役員会で決定するものとする。

（事務局）
第 14 条　出荷者協議会の事務局は，市商工水産課に置くものとする。

（その他）
第 15 条　本規約に定めるもののほか，必要な事項は総会又は役員会で決定する。

附　則
１　この規約は，平成 16 年７月８日から施行する。
２　本協議会の設立初年度の会計年度は，第 12 条の規定にかかわらず，設立総会の

あった日から平成17年３月31日までとする。
３　設立初年度の年会費は，第６条の規定にかかわらず，半額とする。
４　設立初年度の役員の任期は，第９条の規定にかかわらず，平成17年３月31日までとする。
５　この規約は，第４条４項を平成18年６月28日一部改正。
６　この規約は，第４条４項を平成19年６月29日一部改正。
７　この規約は，第14条を平成20年７月４日一部改正。
８　この規約は，第４条４項を平成22年６月３日一部改正。
９　この規約は，第５条１項を平成23年５月18日一部改正。
10　この規約は，第５条１項を平成24年５月23日一部改正。
11　この規約は，第14条を平成25年５月22日一部改正。
12　この規約は，第10条を平成27年５月21日一部改正。
13　この規約は，第10条を令和２年８月14日一部改正。